

平成20年度 幼稚園就園奨励費補助の概要

平成20年度要求額 24,338百万円
(平成19年度予算額 18,453百万円)

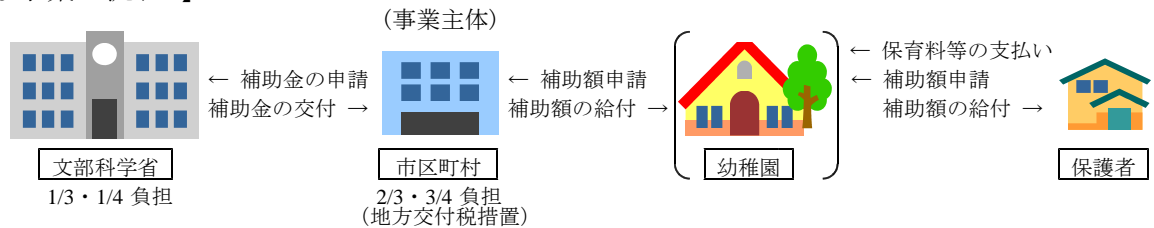
1. 事業の概要

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。

【補助率】

- ・一般市町村 1/3以内
- ・東京都特別区 1/4以内 (財政力指数1.00超の指定都市 1/4以内)

【一般的な事業の流れ】



2. 平成20年度要求のポイント

○私立幼稚園の補助単価の引き上げ

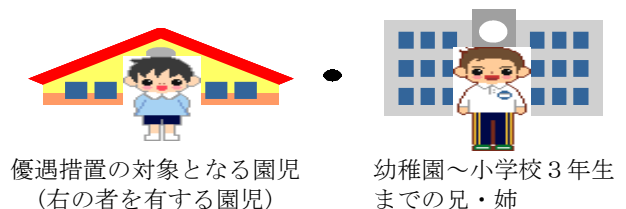
保護者負担の一層の軽減や公私間格差の是正を図るため、私立幼稚園における補助単価を、低所得者層にも配慮して所得階層ごとに段階的に引き上げる。

I 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	141,900円	→	150,600円	(8,700円増)
II 市町村民税所得割非課税世帯	107,600円	→	113,800円	(6,200円増)
III 市町村民税所得割課税額 34,500円以下	81,700円	→	86,300円	(4,600円増)
IV 市町村民税所得割課税額 183,000円以下	57,500円	→	61,100円	(3,600円増)
※	上記は第1子の補助単価である。			

○第2子以降の優遇措置に係る適用条件の一層の緩和 (小2→小3)

第1子に対して第2子以降の園児の保護者負担が軽くなる優遇措置を講じる場合の適用条件を、現行の「幼稚園～小学校2年生に兄・姉を有する園児」から、「幼稚園～小学校3年生に兄・姉を有する園児」まで拡充。

- 従来の同時就園条件に加え、18年度から、小学校1年生に兄・姉を有する園児を第2子以降の優遇措置の対象とする条件緩和を講じたところ。
- 19年度は、この条件緩和を進め、小学校2年生までに兄・姉を有する園児を第2子以降の優遇措置の対象としたところ。



○第2子以降の保護者負担割合の引き下げ (0.5/0.1)

利用者や施設の視点に立って幼稚園と保育所の一層の連携強化を図るため、第1子の保護者負担割合を「1.0」とした場合の第2子以降の保護者負担割合を、保育所における保護者負担割合と同水準の、第2子「0.5」、第3子以降「0.1」まで引き下げる。

《兄・姉が幼稚園児の場合》	第2子	0.7	→	0.5
	第3子以降	0.2	→	0.1
《兄・姉が小1～3の場合》	第2子	0.9	→	0.5
	第3子以降	0.8	→	0.1



3. 第2子以降の優遇措置に係る適用条件の一層の緩和について

【概要】

- ・ 保護者負担の軽減措置の一環として、幼稚園就園奨励費補助においては、兄弟姉妹が同時就園している場合を条件に、第1子に対して第2子以降の園児の保護者負担が軽くなる優遇措置を講じてきたところである。
- ・ これまでの同時就園条件に加え、平成18年度から、保護者や幼稚園、自治体等の要望を踏まえ、兄弟姉妹が同時就園していない場合であっても、小学校1年生に兄・姉を有する園児を第2子以降の優遇措置の対象とする条件緩和を講じたところである。
- ・ 平成19年度には、この条件緩和を進め、小学校2年生までに兄・姉を有する園児を第2子以降の優遇措置の対象とすることとしたところである。
- ・ 平成20年度においては、保護者負担の一層の軽減を図るため、この条件緩和をさらに進め、小学校3年生までに兄・姉を有する園児を第2子以降の優遇措置の対象とする。

【優遇措置の内容】

- ・ 「兄・姉が幼稚園児である園児」及び「兄・姉が小学校1年生～3年生である園児」とともに、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の保護者負担割合を、第2子[0.5]、第3子以降[0.1]として補助単価を設定する。

【保護者負担割合】

負担区分	負担率
第1子	1.0
第2子	0.5
第3子以降	0.1

【具体的な事例】

○3人兄弟で同時就園の場合

兄弟構成／年齢／学年	負担率区分 : 負担率
長男／5歳児／幼稚園年長組	第1子扱い : 1.0
長女／4歳児／幼稚園年中組	第2子扱い : 0.5
次男／3歳児／幼稚園年少組	第3子扱い : 0.1

○3人兄弟で小学校1～3年生に兄・姉を有する場合

兄弟構成／年齢／学年	負担率区分 : 負担率
長女／8歳児／小学校3年生	第1子扱い : —
長男／6歳児／小学校1年生	第2子扱い : —
次男／4歳児／幼稚園年中組	第3子扱い : 0.1